

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年10月15日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	MAXIS S&P東海上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年4月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

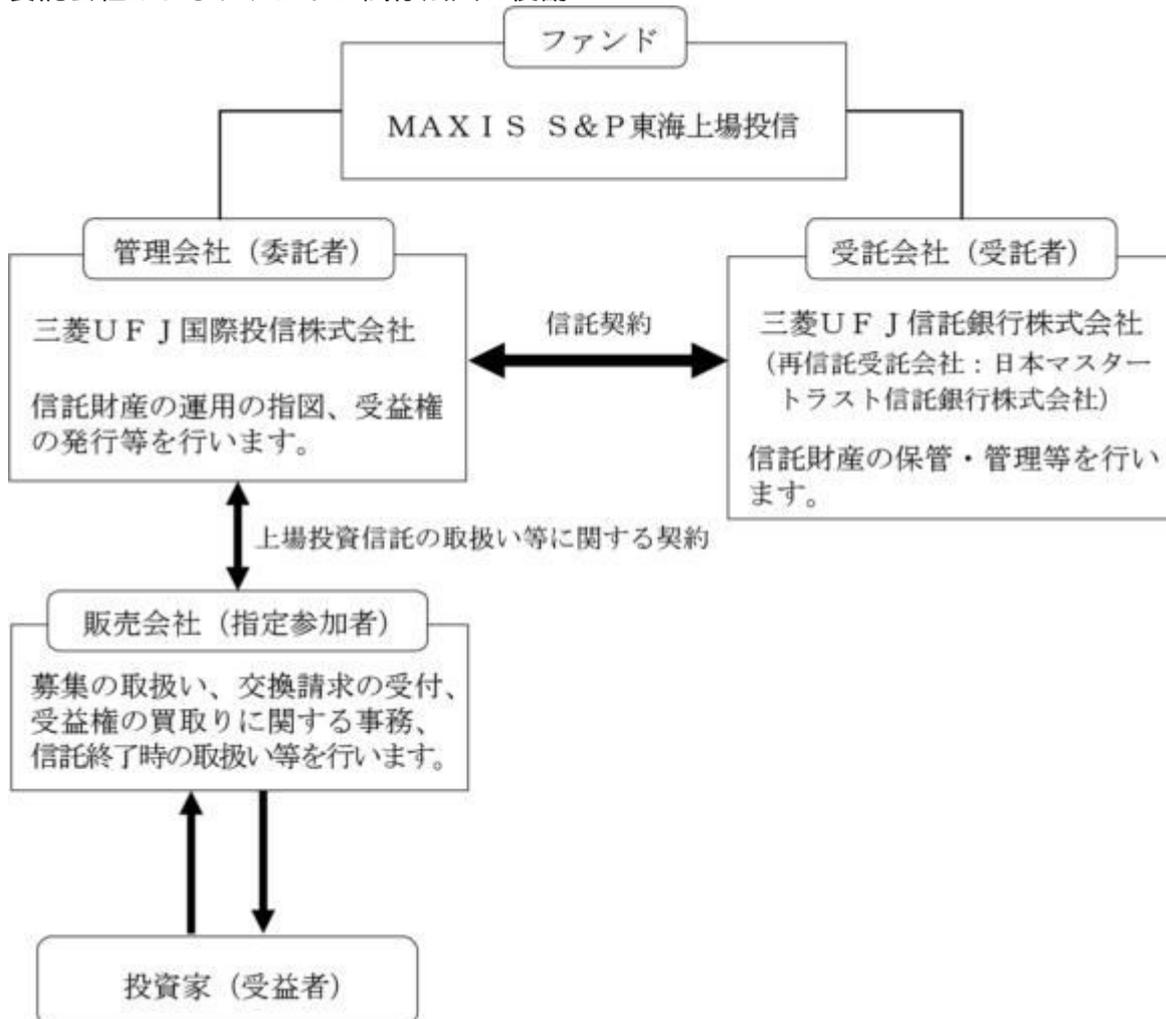
第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」	募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2019年1月末現在）

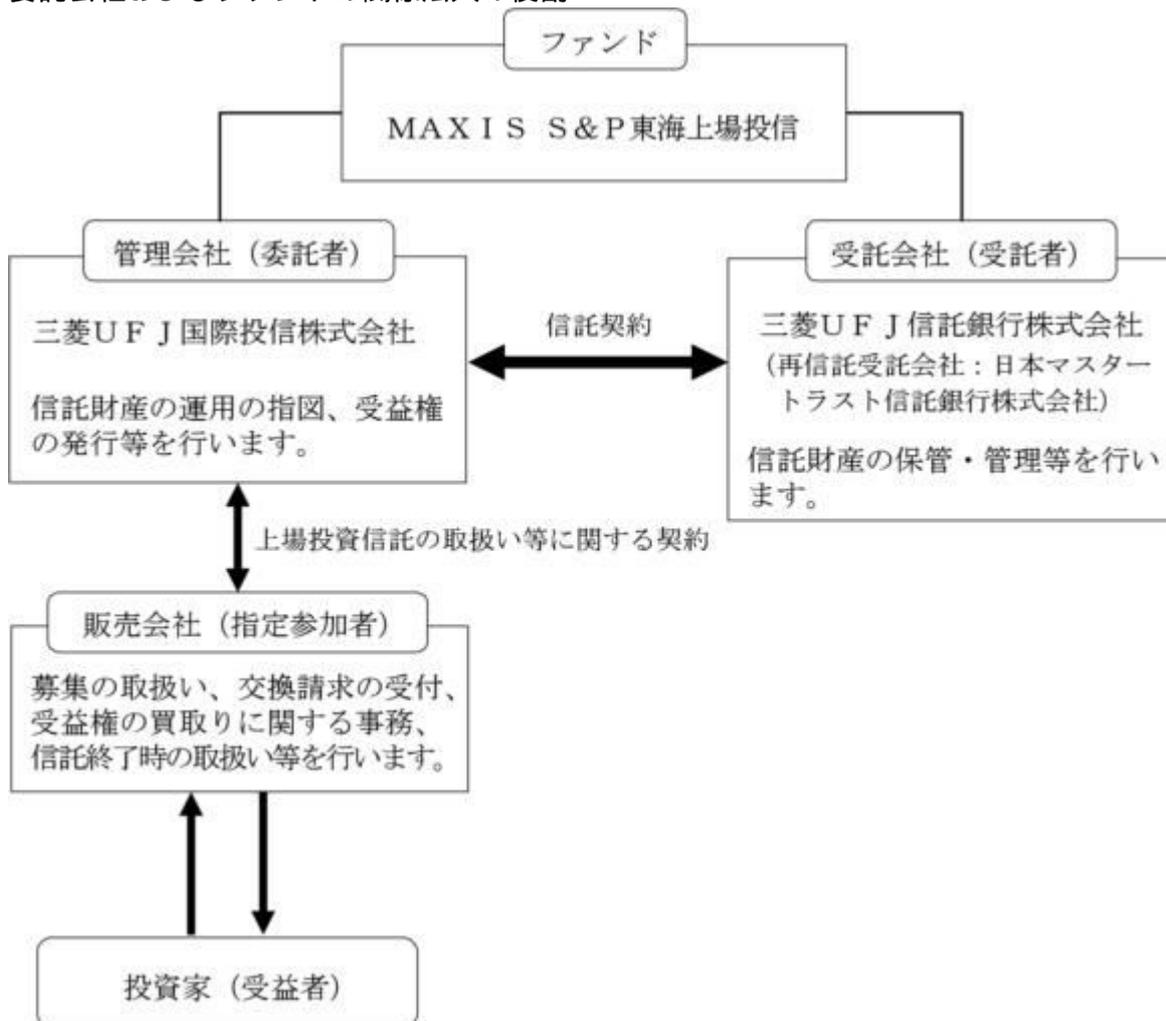
- ・ 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日
1985年8月1日
- ・ 資本金
2,000百万円
- ・ 沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・ 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

<訂正後>

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「上場投資信託の取扱い等に関する契約」	募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2019年7月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日
1985年8月1日
- ・ 資本金
2,000百万円
- ・ 沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・ 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

3【投資リスク】

<更新後>

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・当ファンドは、S & P 日本地域別指数-東海-の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数における各銘柄の構成比率と当ファンドにおける各銘柄の組入比率が完全に一致しないこと、当該指数を構成する銘柄が変更になること、取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の配当金や権利処理等によってファンド内に現金が発生すること等の要因により乖離を生じることがあります。
- ・当ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格は当ファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、当ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

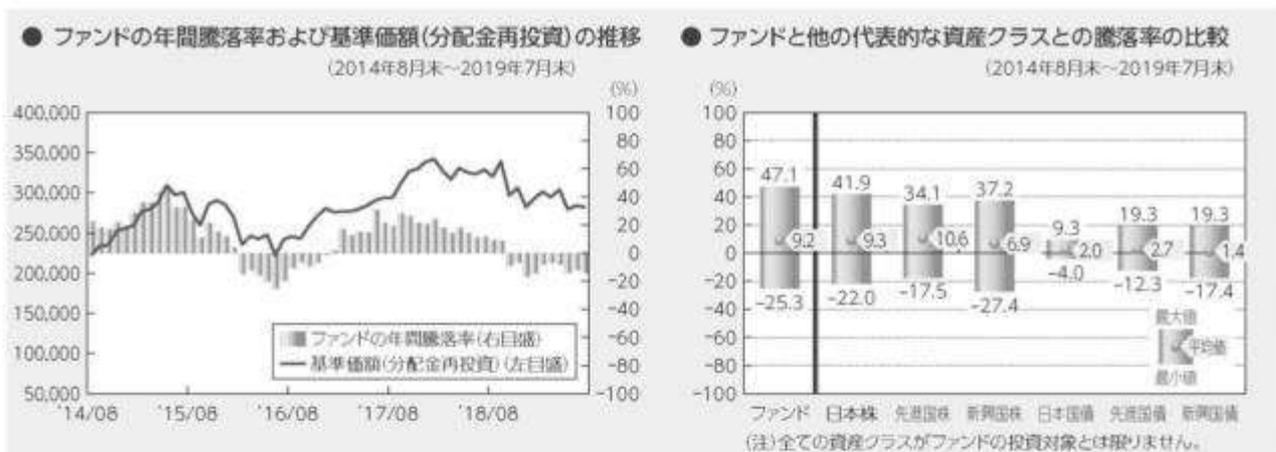
<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、再換算しています。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

- ・信託報酬の総額は、以下により計算される と の合計額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.54%（税抜 年0.5%）以内の率を乗じて得た額

信託約款に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の54%（税抜 50%）以内の額

消費税率が10%となった場合は、以下の通りとなります。

- ・信託報酬の総額は、以下により計算される と の合計額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.55%（税抜 年0.5%）以内の率を乗じて得た額

信託約款に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%（税抜 50%）以内の額

100口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

上記 の配分

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.45%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記 の配分

委託会社と受託会社で折半します。

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

<訂正後>

- ・信託報酬の総額は、以下により計算される と の合計額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.55%（税抜 年0.5%）以内の率を乗じて得た額

信託約款に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%（税抜 50%）以内の額

100口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

上記 の配分

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容

委託会社	0.45%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記の配分

委託会社と受託会社で折半します。

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- ・受益権の上場に係る費用(追加上場料(追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して0.0081%(税抜0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.0081%(税抜0.0075%)))は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。
- ・対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年0.05%(上限)を乗じて得た額)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

消費税率が10%となった場合は、以下の通りとなります。

- ・受益権の上場に係る費用(追加上場料(追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して0.00825%(税抜0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜0.0075%)))は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。
- ・対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年0.05%(上限)を乗じて得た額)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

<訂正後>

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時

期は信託報酬と同様です。

- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- ・受益権の上場に係る費用（追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して0.00825%（税抜0.0075%））、年間上場料（毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜0.0075%）））は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。
- ・対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（信託財産の純資産総額に年0.05%（上限）を乗じて得た額）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

２．収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

３．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記１．と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

特定株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

１．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

2. 収益分配金の受取り時
15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。
3. 受益権と現物株式との交換時
受益権と現物株式との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

上記は2019年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

1. 受益権の売却時
売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。
特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。
2. 収益分配金の受取り時
収益分配金は配当所得として課税されます。
原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。
3. 受益権と現物株式との交換時
受益権と現物株式との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。
売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。
特定株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

1. 受益権の売却時
通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。
2. 収益分配金の受取り時
15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。
3. 受益権と現物株式との交換時
受益権と現物株式との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2019年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【MAXIS S&P東海上場投信】

(1)【投資状況】

令和1年7月31日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	4,150,810,400	99.55
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		18,859,699	0.45
純資産総額		4,169,670,099	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和1年7月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	69,800	7,000.00	488,600,000	7,024.00	490,275,200	11.76
日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	21,100	21,710.00	458,081,000	21,920.00	462,512,000	11.09
日本	株式	デンソー	輸送用機器	83,400	4,651.00	387,893,400	4,638.00	386,809,200	9.28
日本	株式	スズキ	輸送用機器	65,700	4,598.00	302,088,600	4,269.00	280,473,300	6.73
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	32,900	5,980.00	196,742,000	5,670.00	186,543,000	4.47
日本	株式	中部電力	電気・ガス業	115,500	1,503.50	173,654,250	1,539.00	177,754,500	4.26
日本	株式	マキタ	機械	44,900	3,665.00	164,558,500	3,595.00	161,415,500	3.87
日本	株式	ヤマハ	その他製品	26,700	5,230.00	139,641,000	5,160.00	137,772,000	3.30
日本	株式	豊田通商	卸売業	38,000	3,315.00	125,970,000	3,170.00	120,460,000	2.89
日本	株式	朝日インテック	精密機器	39,600	2,762.00	109,375,200	2,870.00	113,652,000	2.73
日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	29,300	3,700.00	108,410,000	3,545.00	103,868,500	2.49
日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	50,500	1,876.00	94,738,000	1,918.00	96,859,000	2.32
日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	23,300	4,080.00	95,064,000	4,065.00	94,714,500	2.27
日本	株式	名古屋鉄道	陸運業	31,500	3,005.00	94,657,500	3,005.00	94,657,500	2.27
日本	株式	スズケン	卸売業	14,300	6,460.00	92,378,000	6,030.00	86,229,000	2.07
日本	株式	ブラザー工業	電気機器	42,000	2,068.00	86,856,000	1,945.00	81,690,000	1.96

日本	株式	ユー・エス・エス	サービス業	35,700	2,174.00	77,611,800	2,167.00	77,361,900	1.86
日本	株式	日本碍子	ガラス・土石製品	45,200	1,549.00	70,014,800	1,632.00	73,766,400	1.77
日本	株式	ホシザキ	機械	8,800	7,710.00	67,848,000	7,720.00	67,936,000	1.63
日本	株式	静岡銀行	銀行業	89,300	816.00	72,868,800	752.00	67,153,600	1.61
日本	株式	東邦瓦斯	電気・ガス業	16,000	3,925.00	62,800,000	4,155.00	66,480,000	1.59
日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	28,500	1,961.00	55,888,500	2,086.00	59,451,000	1.43
日本	株式	リンナイ	金属製品	6,600	7,080.00	46,728,000	7,370.00	48,642,000	1.17
日本	株式	イビデン	電気機器	21,500	1,845.00	39,667,500	1,955.00	42,032,500	1.01
日本	株式	セイノーホールディングス	陸運業	28,000	1,388.00	38,864,000	1,365.00	38,220,000	0.92
日本	株式	カゴメ	食料品	13,700	2,452.00	33,592,400	2,535.00	34,729,500	0.83
日本	株式	オーエスジー	機械	15,700	2,192.00	34,414,400	2,177.00	34,178,900	0.82
日本	株式	アイカ工業	化学	10,800	3,555.00	38,394,000	3,160.00	34,128,000	0.82
日本	株式	D M G 森精機	機械	20,200	1,594.00	32,198,800	1,593.00	32,178,600	0.77
日本	株式	スギホールディングス	小売業	6,000	5,300.00	31,800,000	5,260.00	31,560,000	0.76

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 1年 7月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	食料品	0.83
	化学	0.82
	ガラス・土石製品	3.54
	鉄鋼	0.63
	金属製品	1.17
	機械	8.51
	電気機器	5.24
	輸送用機器	38.79
	精密機器	2.73
	その他製品	3.30
	電気・ガス業	5.86
	陸運業	14.28
	卸売業	5.84
	小売業	1.63
	銀行業	3.00
サービス業	3.38	
	小計	99.55
合計		99.55

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1口当たりの純資産価額)		名古屋証券取引 所取引価格
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1計算期間末日 (平成23年 7月16日)	3,503,096,014	3,526,319,214	1,327.43	1,336.23	1,318
第2計算期間末日 (平成24年 1月16日)	1,825,336,370	1,847,928,368	1,106.90	1,120.60	1,105
第3計算期間末日 (平成24年 7月16日)	1,896,971,672	1,912,472,751	1,150.34	1,159.74	1,152
第4計算期間末日 (平成25年 1月16日)	2,282,041,643	2,296,553,291	1,383.85	1,392.65	1,387
第5計算期間末日 (平成25年 7月16日)	3,215,747,389	3,234,051,855	1,950.06	1,961.16	1,940
第6計算期間末日 (平成26年 1月16日)	3,383,382,730	3,396,904,948	2,051.72	2,059.92	2,053
第7計算期間末日 (平成26年 7月16日)	3,571,164,315	3,592,437,072	2,165.59	2,178.49	2,153
第8計算期間末日 (平成27年 1月16日)	3,861,123,941	3,876,954,830	2,341.42	2,351.02	2,323
第9計算期間末日 (平成27年 7月16日)	4,691,332,902	4,716,068,667	2,844.87	2,859.87	2,830
第10計算期間末日 (平成28年 1月16日)	4,017,000,908	4,037,943,855	2,435.95	2,448.65	2,436
第11計算期間末日 (平成28年 7月16日)	3,623,309,897	3,650,189,428	2,197.21	2,213.51	2,191
第12計算期間末日 (平成29年 1月16日)	4,284,602,855	4,307,854,474	2,598.22	2,612.32	2,609
第13計算期間末日 (平成29年 7月16日)	4,512,885,538	4,541,084,310	2,736.66	2,753.76	2,725
第14計算期間末日 (平成30年 1月16日)	5,342,120,007	5,368,504,823	3,239.51	3,255.51	3,200
第15計算期間末日 (平成30年 7月16日)	4,823,967,293	4,857,772,838	2,925.30	2,945.80	2,922
第16計算期間末日 (平成31年 1月16日)	4,342,947,147	4,372,630,065	2,633.60	2,651.60	2,627
第17計算期間末日 (令和 1年 7月16日)	4,209,315,740	4,246,419,387	2,552.57	2,575.07	2,551
平成30年 7月末日	4,934,382,671		2,992.26		3,020
8月末日	4,811,316,935		2,917.63		2,913
9月末日	5,089,552,620		3,086.35		3,080
10月末日	4,452,251,161		2,699.89		2,690
11月末日	4,598,436,794		2,788.54		2,794
12月末日	4,234,416,346		2,567.79		2,576
平成31年 1月末日	4,369,126,372		2,649.48		2,649
2月末日	4,491,950,329		2,723.96		2,735
3月末日	4,392,802,163		2,663.84		2,660
4月末日	4,530,360,481		2,747.25		2,739
令和 1年 5月末日	4,165,025,126		2,525.71		2,535

6月末日	4,235,333,524		2,568.35		2,553
7月末日	4,169,670,099		2,528.53		2,534

【分配の推移】

	1口当たりの分配金
第1計算期間	8円80銭
第2計算期間	13円70銭
第3計算期間	9円40銭
第4計算期間	8円80銭
第5計算期間	11円10銭
第6計算期間	8円20銭
第7計算期間	12円90銭
第8計算期間	9円60銭
第9計算期間	15円00銭
第10計算期間	12円70銭
第11計算期間	16円30銭
第12計算期間	14円10銭
第13計算期間	17円10銭
第14計算期間	16円00銭
第15計算期間	20円50銭
第16計算期間	18円00銭
第17計算期間	22円50銭

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	9.16
第2計算期間	15.58
第3計算期間	4.77
第4計算期間	21.06
第5計算期間	41.71
第6計算期間	5.63
第7計算期間	6.17
第8計算期間	8.56
第9計算期間	22.14
第10計算期間	13.92
第11計算期間	9.13
第12計算期間	18.89
第13計算期間	5.98
第14計算期間	18.95

第15計算期間	9.06
第16計算期間	9.35
第17計算期間	2.22

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,639,000		2,639,000
第2計算期間		989,949	1,649,051
第3計算期間			1,649,051
第4計算期間			1,649,051
第5計算期間			1,649,051
第6計算期間			1,649,051
第7計算期間			1,649,051
第8計算期間			1,649,051
第9計算期間			1,649,051
第10計算期間			1,649,051
第11計算期間			1,649,051
第12計算期間			1,649,051
第13計算期間			1,649,051
第14計算期間			1,649,051
第15計算期間			1,649,051
第16計算期間			1,649,051
第17計算期間			1,649,051

（注）解約口数は、交換口数を表示しております。

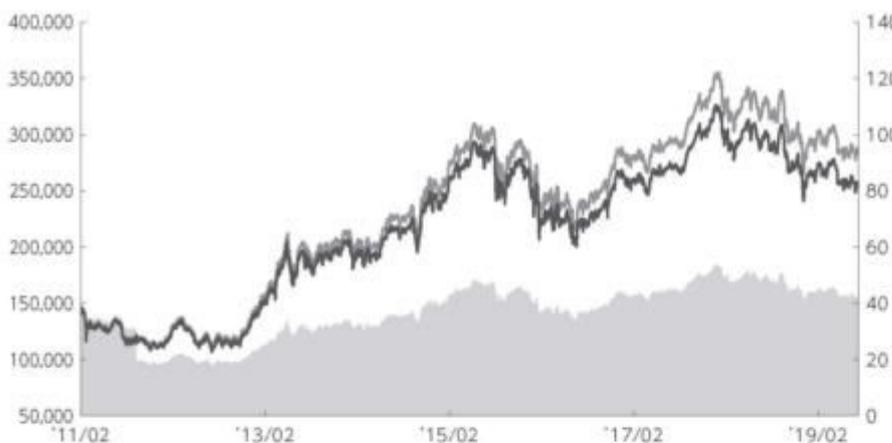
参考情報



運用実績

2019年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2011年2月21日(設定日)～2019年7月31日



—— 純資産総額(億円)【右目盛】 —— 基準価額(分配金再投資)【左目盛】 —— 基準価額【左目盛】

- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は147,100(当初元本100口当たり)を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	252,853円
純資産総額	41.6億円

■分配の推移

2019年7月	2,250円
2019年1月	1,800円
2018年7月	2,050円
2018年1月	1,600円
2017年7月	1,710円
2017年1月	1,410円
設定来累計	23,470円

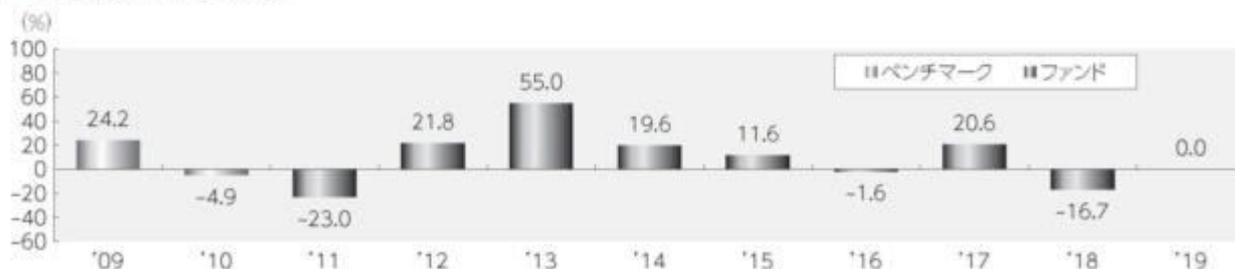
•分配金は100口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位業種	比率	組入上位銘柄	業種	比率
1 輸送用機器	38.8%	1 トヨタ自動車	輸送用機器	11.8%
2 陸運業	14.3%	2 東海旅客鉄道	陸運業	11.1%
3 機械	8.5%	3 デンソー	輸送用機器	9.3%
4 電気・ガス業	5.9%	4 スズキ	輸送用機器	6.7%
5 卸売業	5.8%	5 豊田自動織機	輸送用機器	4.5%
6 電気機器	5.2%	6 中部電力	電気・ガス業	4.3%
7 ガラス・土石製品	3.5%	7 マキタ	機械	3.9%
8 サービス業	3.4%	8 ヤマハ	その他製品	3.3%
9 その他製品	3.3%	9 豊田通商	卸売業	2.9%
10 銀行業	3.0%	10 朝日インテック	精密機器	2.7%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2011年は設定日から年末までの、2019年は年初から7月31日までの収益率を表示
- 2010年以前は対象指数(ベンチマーク)の年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成31年1月17日から令和1年7月16日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【MAXIS S&P東海上場投信】

(1)【貸借対照表】

	第16期 [平成31年1月16日現在]	第17期 [令和1年7月16日現在]
(単位：円)		
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,842,294,512	2,678,470,560
株式	4,322,149,600	4,189,456,850
未収配当金	2,279,000	1,603,250
未収利息	-	85,670
その他未収収益	2,234,185	2,163,248
流動資産合計	7,168,957,297	6,871,779,578
資産合計	7,168,957,297	6,871,779,578
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	29,682,918	37,103,647
未払受託者報酬	1,808,998	1,623,016
未払委託者報酬	11,921,374	10,981,674
未払利息	5,254	5,811
受入担保金	2,781,110,850	2,611,428,645
その他未払費用	1,480,756	1,321,045
流動負債合計	2,826,010,150	2,662,463,838
負債合計	2,826,010,150	2,662,463,838
純資産の部		
元本等		
元本	2,425,754,021	2,425,754,021
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,917,193,126	1,783,561,719
（分配準備積立金）	9,360	54,194
元本等合計	4,342,947,147	4,209,315,740
純資産合計	4,342,947,147	4,209,315,740
負債純資産合計	7,168,957,297	6,871,779,578

(2)【損益及び剰余金計算書】

	第16期		第17期	
	自 至	平成30年 7月17日 平成31年 1月16日	自 至	平成31年 1月17日 令和 1年 7月16日
営業収益				
受取配当金		18,239,858		20,337,500
受取利息		3,858		800
有価証券売買等損益		481,008,100		133,676,241
その他収益		27,662,158		31,358,236
営業収益合計		435,102,226		81,979,705
営業費用				
支払利息		975,712		593,922
受託者報酬		1,808,998		1,623,016
委託者報酬		11,921,374		10,981,674
その他費用		1,528,918		1,349,443
営業費用合計		16,235,002		14,548,055
営業利益又は営業損失（ ）		451,337,228		96,527,760
経常利益又は経常損失（ ）		451,337,228		96,527,760
当期純利益又は当期純損失（ ）		451,337,228		96,527,760
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		2,398,213,272		1,917,193,126
分配金		29,682,918		37,103,647
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,917,193,126		1,783,561,719

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

	第16期	第17期
	[平成31年 1月16日現在]	[令和 1年 7月16日現在]
1. 期首元本額	2,425,754,021円	2,425,754,021円
期中追加設定元本額	円	円
期中一部交換元本額	円	円
2. 貸付有価証券		
貸借取引契約により以下の通り有価証券の貸付を行っております。		
株式	2,648,223,500円	2,486,897,100円
3. 受益権の総数	1,649,051口	1,649,051口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第16期 自 平成30年 7月17日 至 平成31年 1月16日	第17期 自 平成31年 1月17日 至 令和 1年 7月16日																																																												
<p>1.その他費用 上場費用および商標使用料等を含んでおります。</p> <p>2.分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期配当等収益額</td> <td>A</td> <td>44,930,162円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>B</td> <td>21,406円</td> </tr> <tr> <td>配当等収益合計額</td> <td>C=A+B</td> <td>44,951,568円</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>D</td> <td>15,259,290円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=C-D</td> <td>29,692,278円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>F</td> <td>29,682,918円</td> </tr> <tr> <td>次期繰越金(分配準備積立金)</td> <td>G=E-F</td> <td>9,360円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>H</td> <td>1,649,051口</td> </tr> <tr> <td>100口当たり分配金額</td> <td>I=F/H*100</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			当期配当等収益額	A	44,930,162円	分配準備積立金額	B	21,406円	配当等収益合計額	C=A+B	44,951,568円	経費	D	15,259,290円	当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	29,692,278円	収益分配金金額	F	29,682,918円	次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	9,360円	当ファンドの期末残存口数	H	1,649,051口	100口当たり分配金額	I=F/H*100	1,800円	<p>1.その他費用 上場費用および商標使用料等を含んでおります。</p> <p>2.分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期配当等収益額</td> <td>A</td> <td>51,102,614円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>B</td> <td>9,360円</td> </tr> <tr> <td>配当等収益合計額</td> <td>C=A+B</td> <td>51,111,974円</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>D</td> <td>13,954,133円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=C-D</td> <td>37,157,841円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>F</td> <td>37,103,647円</td> </tr> <tr> <td>次期繰越金(分配準備積立金)</td> <td>G=E-F</td> <td>54,194円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>H</td> <td>1,649,051口</td> </tr> <tr> <td>100口当たり分配金額</td> <td>I=F/H*100</td> <td>2,250円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			当期配当等収益額	A	51,102,614円	分配準備積立金額	B	9,360円	配当等収益合計額	C=A+B	51,111,974円	経費	D	13,954,133円	当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	37,157,841円	収益分配金金額	F	37,103,647円	次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	54,194円	当ファンドの期末残存口数	H	1,649,051口	100口当たり分配金額	I=F/H*100	2,250円
項目																																																													
当期配当等収益額	A	44,930,162円																																																											
分配準備積立金額	B	21,406円																																																											
配当等収益合計額	C=A+B	44,951,568円																																																											
経費	D	15,259,290円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	29,692,278円																																																											
収益分配金金額	F	29,682,918円																																																											
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	9,360円																																																											
当ファンドの期末残存口数	H	1,649,051口																																																											
100口当たり分配金額	I=F/H*100	1,800円																																																											
項目																																																													
当期配当等収益額	A	51,102,614円																																																											
分配準備積立金額	B	9,360円																																																											
配当等収益合計額	C=A+B	51,111,974円																																																											
経費	D	13,954,133円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=C-D	37,157,841円																																																											
収益分配金金額	F	37,103,647円																																																											
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	54,194円																																																											
当ファンドの期末残存口数	H	1,649,051口																																																											
100口当たり分配金額	I=F/H*100	2,250円																																																											

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第16期 自 平成30年 7月17日 至 平成31年 1月16日	第17期 自 平成31年 1月17日 至 令和 1年 7月16日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第16期 [平成31年 1月16日現在]	第17期 [令和 1年 7月16日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第16期 [平成31年 1月16日現在]	第17期 [令和 1年 7月16日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	486,065,328	133,657,544
合計	486,065,328	133,657,544

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（ 1口当たり情報 ）

	第16期 [平成31年 1月16日現在]	第17期 [令和 1年 7月16日現在]
1口当たり純資産額	2,633.60円	2,552.57円
(100口当たり純資産額)	(263,360円)	(255,257円)

（ 4 ）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表
(1) 株式

（ 単位：円 ）

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
2811	カゴメ	13,700	2,452.00	33,592,400	貸付有価証券 8,200株
4206	アイカ工業	10,800	3,555.00	38,394,000	貸付有価証券 7,000株
5333	日本碍子	45,200	1,549.00	70,014,800	貸付有価証券 28,000株
5334	日本特殊陶業	28,500	1,961.00	55,888,500	貸付有価証券 20,000株
7943	ニチ八	5,100	3,030.00	15,453,000	貸付有価証券 3,000株
5471	大同特殊鋼	6,300	3,980.00	25,074,000	貸付有価証券 3,200株
5947	リンナイ	6,600	7,080.00	46,728,000	貸付有価証券 4,000株
6103	オークマ	4,800	5,600.00	26,880,000	貸付有価証券 3,200株
6134	F U J I	13,600	1,374.00	18,686,400	貸付有価証券 8,500株
6136	オーエスジー	15,700	2,192.00	34,414,400	貸付有価証券 9,600株
6141	D M G 森精機	20,200	1,594.00	32,198,800	貸付有価証券 11,500株
6407	C K D	9,900	1,099.00	10,880,100	貸付有価証券 6,400株
6465	ホシザキ	8,800	7,710.00	67,848,000	貸付有価証券 5,300株
6586	マキタ	44,900	3,665.00	164,558,500	貸付有価証券 27,600株

4062	イビデン	21,500	1,845.00	39,667,500	貸付有価証券 14,000株
6448	ブラザー工業	42,000	2,068.00	86,856,000	貸付有価証券 26,000株
6965	浜松ホトニクス	23,300	4,080.00	95,064,000	貸付有価証券 16,400株
3116	トヨタ紡織	13,800	1,439.00	19,858,200	貸付有価証券 7,200株
6201	豊田自動織機	32,900	5,980.00	196,742,000	貸付有価証券 18,800株
6902	デンソー	83,400	4,651.00	387,893,400	貸付有価証券 48,800株
6995	東海理化電機製作所	8,500	1,821.00	15,478,500	貸付有価証券 5,600株
7203	トヨタ自動車	69,800	7,000.00	488,600,000	貸付有価証券 34,200株
7259	アイシン精機	29,300	3,700.00	108,410,000	貸付有価証券 19,200株
7269	スズキ	65,700	4,598.00	302,088,600	貸付有価証券 42,000株
7272	ヤマハ発動機	50,500	1,876.00	94,738,000	貸付有価証券 28,000株
7282	豊田合成	11,900	2,098.00	24,966,200	貸付有価証券 7,000株
7296	エフ・シー・シー	5,800	2,145.00	12,441,000	貸付有価証券 3,800株
7747	朝日インテック	39,600	2,762.00	109,375,200	貸付有価証券 21,600株
7951	ヤマハ	26,700	5,230.00	139,641,000	貸付有価証券 15,800株
9502	中部電力	115,500	1,503.50	173,654,250	貸付有価証券 63,800株
9533	東邦瓦斯	16,000	3,925.00	62,800,000	貸付有価証券 10,000株
9022	東海旅客鉄道	21,100	21,710.00	458,081,000	貸付有価証券 12,700株
9048	名古屋鉄道	31,500	3,005.00	94,657,500	貸付有価証券 18,000株
9076	セイノーホールディングス	28,000	1,388.00	38,864,000	貸付有価証券 18,000株
3167	TOKAIホールディングス	19,900	938.00	18,666,200	貸付有価証券 10,100株
8015	豊田通商	38,000	3,315.00	125,970,000	貸付有価証券 21,800株
8130	サンゲツ	9,200	2,049.00	18,850,800	貸付有価証券 6,200株
9987	スズケン	14,300	6,460.00	92,378,000	貸付有価証券 9,900株
2782	セリア	7,200	2,445.00	17,604,000	貸付有価証券 4,000株
7649	スギホールディングス	6,000	5,300.00	31,800,000	貸付有価証券 4,000株

9956	パローホールディングス	8,000	2,342.00	18,736,000	貸付有価証券 4,000株
8355	静岡銀行	89,300	816.00	72,868,800	貸付有価証券 62,000株
8356	十六銀行	6,100	2,401.00	14,646,100	貸付有価証券 3,700株
8358	スルガ銀行	37,200	421.00	15,661,200	貸付有価証券 20,000株
8361	大垣共立銀行	6,700	2,481.00	16,622,700	貸付有価証券 3,500株
8368	百五銀行	40,800	337.00	13,749,600	貸付有価証券 25,000株
4681	リゾートトラスト	14,800	1,618.00	23,946,400	貸付有価証券 7,200株
4732	ユー・エス・エス	35,700	2,174.00	77,611,800	貸付有価証券 24,200株
9744	メイテック	4,200	5,590.00	23,478,000	貸付有価証券 2,700株
9793	ダイセキ	6,300	2,600.00	16,380,000	貸付有価証券 4,000株
合 計		1,314,600		4,189,456,850	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【MAXIS S&P東海上場投信】

【純資産額計算書】

令和1年7月31日現在

(単位：円)

資産総額	6,804,722,604
負債総額	2,635,052,505
純資産総額(-)	4,169,670,099

発行済口数	1,649,051口
1口当たり純資産価額(/)	2,528.53
(100口当たり)	(252,853)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

(1) 資本金の額等

2019年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・ 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・ 投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2019年7月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	885	13,059,701
追加型公社債投資信託	16	1,155,778
単位型株式投資信託	67	327,853
単位型公社債投資信託	2	11,024
合計	970	14,554,356

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 更新後 >

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
J P モルガン証券株式会社	73,272 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
B N P パリバ証券株式会社	102,025 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	7,350 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
メリルリンチ日本証券株式会社	83,140 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

3【資本関係】

<訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2019年1月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2019年7月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

独立監査人の監査報告書

令和1年8月21日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMAXIS S & P東海上場投信の平成31年1月17日から令和1年7月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MAXIS S & P東海上場投信の令和1年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。